

役員報酬規程

一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター

1. 目的

この規程は、一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター定款第4章第25条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

2. 定義

この規程において掲げる用語の意義は、当該に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)費用とは、給与規定第3条に定められている労務の対価、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料などの経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

3. 報酬

社員総会において別途定める総額の範囲内で報酬を支払うことができる。

(1)報酬の額は月額とする。

(2)報酬の支給額は理事会で定める。

(3)役員に就任した月から報酬を支払うことができる。

(4)役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

4. 報酬の支給日

役員報酬の支給日は、毎月末日とする。

5. 報酬の支払い

役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし法令又は規程に基づき役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

6. 令和4年度までの役員報酬について

令和4年度までは、収入のうち川崎市からの助成金が主となると予想される。助成金の中から役員報酬を得ることはできないので報酬の支払いは行わない。ただし、給与規定第3条、役員報酬規程2.(2)より、労務の対価、交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料などは支払う。なお、令和5年度以降については令和5年度の予算の目途が立ち次第役員会で検討し、総会での決議を行う。

附則

この規程は、令和3年11月24日から施行する。